

平成24年第1回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成24年3月9日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 3 3 一般質問

◎出席議員（16名）

議長 18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
1番	石田通行君	2番	今村則康君
4番	林照雄君	5番	黒坂貴行君
6番	松田良一君	7番	岩上孝義君
8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（2名）

3番 清野嘉之君 10番 杉本信一君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 職務代理者	新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君

《平成24年3月9日》

民生部参与	石川弘美君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
保健福祉部参事	小野寺健君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	鈴木光男君	農政林務課長	安藤清貴君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	水道課長	岸野博美君
会計管理者	松本妙子君	生田原総合支所長	岡村宏君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
教育部次長	藤江敏博君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	吉田博之君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	吉田博之君

◎議会議務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

清野、杉本議員より、欠席の届け出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、山田議員、山谷議員を指名いたします。

◎日程第33 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第33 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内とし、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） ー登壇ー

通告の順に従いまして、大きく2点についてお伺いいたします。

まず、1点目でございます。遠紋地区から脳外科医師がいなくなって以降の問題と医師の確保に向けての取り組みについてでございます。

平成22年以降、遠軽厚生病院から脳外科の医師がいなくなって2年になります。専門の医師不足ということもあり、補充できていないのが現状かと思われま

す。町長の施政執行方針の中で、遠紋地域の精神科医師の確保などについては述べられていますが、脳外科医師の件については述べられておりません。昨年1月から12月までの1年間に北見へ搬送された脳卒中患者の数は65件にもなっております。先日も遠軽で脳卒中市民公開講座が開催され、定員200名のところ300名以上の町民の方が参加されておりました。平成19年医療関係者によって発足しましたオホーツク脳卒中研究会で開催されたものです。

脳卒中は、一刻一秒を争う病であることを公開講座に参加した町民は改めて認識するとともに、地元で医師のいないことで発作に対する不安を口にされておりました。発作が起きてから二、三時間が勝負と言われている脳卒中です。1日も早い脳外科医師の確保に力を注ぐべきと考えます。2年間にどのような手立てをしてきたのでしょうか。また、退院して戻ってこられた町民のその後の問題点の解決に向けての対応はどのように考えられていますか。

2点目、中学校武道・ダンス必修化にかかる遠軽町の対応についてでございます。

平成24年度から新しい中学校学習指導要領が全面実施され、体育の授業では中学校1年生と2年生に対し武道及びダンスを含めての指導になると聞いております。町内には6校の中学校がありますが、それぞれの学校で選択できる武道やダンスですから、準備するものや前段の用意などもあるかと思えます。以下の点についてお伺いいたします。

1点目、遠軽町として武道館などで研修や講習、指導などが行われているのか、また今後、開催する考えはあるのでしょうか。

2点目、指導の主体は教員ですが、外部指導者などの協力は考えているのでしょうか。

3点目、用具などの費用は全額保護者負担となるのでしょうか。

4点目、安全に活動できる環境の整備は十分なのでしょうか。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） -登壇-

高橋眞千子議員の御質問であります、遠紋地区から脳外科医師がいなくなって以降の問題と医師の確保に向けての取り組みについてお答えいたします。

脳卒中の発症に際しては早期治療が必要であり、地元の医療機関に脳外科の専門医師が常駐していないことは大変、憂慮しがたい事態であると認識しております。

この間、平成23年3月1日からは、消防法の搬送基準等の改正により、町内の救急車が北見市内等の脳卒中对応医療機関へ直接搬送が可能となり、またドクターヘリが運行を行うことなどで救急搬送時間の短縮となりましたが、町民の不安を解消するまでには至らない状況でありまして、本町及び北海道町村会などとしても専門医の早急な措置を当該医療機関はもとより、北海道厚生連及び北海道、また国などに対して機会あるごとに要請をしてまいりました。今後もそのように続けてまいる所存でございます。

しかしながら、北海道の進めるオホーツク圏地域医療再生計画においては、脳卒中等の高度な治療を要する疾病は第3次医療圏において広域的に整備を図るという方向で進められており、北見市内等の中心医療機関が集中的に治療を担当し、中心医療機関と地域の医療機関を遠隔システムで結ぶという計画もされているところであります。

このような中にありまして、オホーツク圏の医療について協議、検討を行うオホーツク圏医療体制整備推進協議会が発足することとなり、私も委員として参画することとなりました。

これらの会議の中やさまざまな機会に地域医療の重要性はもとより、脳外科の専門医の配置の必要性につきましても訴えてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

また、脳卒中は町内の死亡原因の4番目でありまして、介護保険を申請している人の約3割が脳血管疾患であることから、専門医療機関からの退院後、地元の医療機関において治療とリハビリを行った後、介護保険制度を利用し、在宅に帰ることが多いことから、これまでも入院中から認定調査等がスムーズに行われるよう、医療機関と調整を行ってきた

《平成24年3月9日》

ところでありますが、今後も関係機関と連携を密にして取り組んでまいります。

加えて、議員の御質問の中にもありました公開講座における参加者アンケートでも生活習慣病の予防が脳卒中予防になることが理解できたという感想が数多く寄せられているとの報告を受けていますが、本町の健診対象者に対する受診率はまだまだ低い状態でありますので、今後も受診率の向上や保健指導の充実に努め、脳血管疾患の予防に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

高橋議員の2番目の御質問であります、中学校武道・ダンス必修化にかかる遠軽町の対応はについてお答えいたします。

中学校の武道・ダンスにつきましては、平成20年3月に改定されました中学校学習指導要領により、平成24年度から第1学年及び第2学年のすべての生徒に履修させることとなったもので、本町におきましては移行期間である平成21年度から23年度までの3年間で新たに武道を取り入れた学校もあり、来年度からの必修化に向けて準備を進めているところであります。

1点目の質問であります遠軽町の研修体制についてであります。学校の教員を対象とした武道館等での研修や講習、指導等については、現在行われておりません。教員を対象とした武道やダンスの講習会は、北海道教育委員会が実施しておりますので、今後も北海道教育委員会主催の講習会に積極的に参加するよう働きかけていきたいと考えております。

2点目の質問であります外部指導者等の活用についてであります。現在、白滝中学校の合気道の授業に外部指導者の協力をいただいております。現在のところ、白滝中学校以外の武道、ダンスの授業につきましては、北海道教育委員会が作成している学校体育実技指導資料の柔道等の単元計画例や各武道競技団体、ダンス関係団体の指導資料を参考とし、教員を中心とした指導で対応が可能と考えておりますが、今後、学校の実情により外部指導者の協力を仰ぐこともあるのではないかと考えております。

3点目の質問であります用具等の費用負担についてであります。武道の実施に必要な設備等、例えば柔道用畳、相撲マット、これらは町で整備しておりますが、柔道を実施する学校での柔道着につきましては、体育用のジャージなどと同様の取り扱いとし、個人負担としているところであります。

4点目の質問であります、安全に対する環境整備についてであります。これまでも各中学校における武道の実施に向けた環境整備につきましては、柔道畳や相撲マットなど、実施に必要な設備等の整備を進めてきたところであります。

武道を含めたすべての体育活動では、人力的要因や施設設備の状況など、さまざまな要因によって事故やけがが発生する可能性は常に伴っておりますが、これまでも安全には十

分配慮し、授業を行っているところであります。

安全な武道の授業に当たりましては、適切な実施場所の確保、設備の安全確認、日々の安全点検の励行を行うとともに、生徒の健康管理と安全を確保するための指導体制、指導方法の工夫などについて校長会などを通じて安全の確保に十分配慮するよう周知してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） それでは、1点目の脳外科医師のいなくなって以降の問題と医師の確保に向けての取り組みでございます。

先ほど、町長の方から医師の確保に向けてはいろいろな形で活動を行っている、2月10日には高橋知事や碓氷部の町長や本別の町長などが東京の方に出向いて提言書を提出したということも報じられておりました。本当に北海道、札幌に医師が集中していると言いますけれども、札幌の近辺でも医師が不足しているというのは、最近、私も知りました。

脳外科の場合は、特に日本中で毎年8,000人の医師が医師として各病院に入ってくるようですけれども、そのうち脳外科の医師が80人から100人しかいない、北見でも今、遠軽から年間、昨年1年で65人の方が脳卒中で運ばれたと聞いておりますが、その北見に運ばれる医師も北見の中で9人しかいないという話をされておりました。大変、厳しいのだということをおっしゃいまして、これ以上、脳卒中の方が増えれば北見でももうできない、面倒は見られないよというようなお話もされておりました。

ですから、町長も一生懸命頑張っているのでしょうけれども、本当にこの脳外科医師を遠軽の厚生病院に何としても来ていただきたいなど、施設は十分に充実しているはずですよ。16年に3億2,000万円で入院病棟を作りましたし、その後もMRIも立派な、小さなものも見逃さないというMRIも9,750万円遠軽町で補助して厚生病院の方にできていますので、施設は十分に整っていると思いますので、ぜひともこの医師の確保に向けて動ける範囲、北海道、オホーツク圏ならず全体で医師の確保に向けて頑張りたいと思うのですけれども、もう町長これ以上、医師の確保に向けての活動をやっていける方法というのはないのでしょうか。何としても遠軽町に脳外科医がほしいと思います。全部設備が整っているのですから、本当に医師1人来ていただきたいというのが町民の念願だと思うのですけれども、これ以上は町長も動きようはありませんか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 全国的に医師が、脳外科医だけではなく今、皮膚科とか、そういうのは多く全体的には多いということがありますが、特に脳外科ですとかは非常に少ないというような、高橋議員御質問のとおりでございます。

私は、先ほど来いろいろなところでそういう要請はしていると申し上げました。具体的にどういうことを言っているかということ、我々のような町で相当数のことはやはり自分たちで決めて、自分たちでやっていきますと、ただどうしても難しい問題が二つあると、

一つは自衛隊の存置の問題であると、もう一つは医師の確保の問題であると、これについては我々も手一杯運動していますと、ただなかなか決定権というのが我々にないということで、これはいろいろ国会の先生にもそういったことをお話しして、特に医師については法的にやはり国がやっていただくしか今の状況ではないのではないかとというふうに常々申し上げております。

そういった形の中で、そうは申し上げてもなかなかいろいろな問題があります。お医者さんも、今そういう法的に強制がないわけですし、なかなか自分の家族もあります、子供のこともあります、そうするとやはりそういった先生、お医者さんの自分のプライベート、ライフサイクルとかスタイル、そういうことも考えると、やはり今はもうどんどん教育が余りよくないとか、それから町としてある程度の生活ができないですとか、いろいろな要素が含まれてやはり地方になかなか来ないというようになっております。

これは幾らお金を積んでもなかなか来てくれないというような状況で、これはもう私の町だけではなくて、全国でやはり困っているわけでございます。

ですから、さまざまなそういう背景はありますが、今の段階としてどういった方法があるのかというと、これはもう私はやはり法的に抜本的なそういう改正をしてやってあげなければ、これはなかなか当分まだ医師不足は続くというふうに見込んでおります。

その中でやはり先ほど来、後段でお話もいたしましたオホーツク圏医療体制整備推進協議会なども発足いたしますし、そういった中でまたみんなで知恵を出しながらやっていくしかないのではないのかなというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 今、もう急がれる問題なのですけれども、この医師の確保という部分は、今後、遠軽町の子供がお医者さんになりたいという子供があった場合、遠軽町で全面的に奨学資金などで学校のお金かかる部分を出して、そして遠軽の方に戻っていただく、そういったような考えはありませんか。今まで結構、遠軽町からお医者さんになって出ている、遠軽に戻ってきている方も中にはいますけれども、よその市町村に行っているお医者さんもいらっしゃいます。

今、これだけ医師の不足が叫ばれているのですから、遠軽としてそういった子供の学費の面倒を見るとか、そのかわりここに戻ってきてほしいとか、そういった部分の考えは全くございませんか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、医育大学で地域枠というのを設けてやっております。この生徒が3年後ぐらいに出てきます。そういったことを、かといって出た生徒が何年いるかありますので、そういったところもやはり勘案しながらやっていかないといけないと思うのです。

ですから、奨学金の話も以前から話は自分でも伺っておりましたし、考えておりまし

た。ただ、今そういった医育大学の出てくる関係もありますので、そういったこともいろいろちょっと見ながら検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 本当に医師の確保、脳外科の医師の確保は先日の講演会を聞いた段階で厳しいなというふうには私も感じました。

今、北見の方に運ばれているわけですが、遠軽の方が脳卒中と思ったときには救急車の方で北見の方に運んでいるわけですが、救急車で運ばれて入院している間は、ひとまず病院に入ったということで家族の方もほっとしているわけですが、今、長くは病院では置いていただけません。先日の講演の中でも話されておりましたけれども、長く置いても病院は逆に赤字になるだけなので、回転というのですか、次から次へと脳卒中の患者が運ばれてくるので退院をして、遠軽に退院してきた後、その後の問題なのです。

ここで私が、医師がいなくなっただけの問題はというのは、その退院してからの問題のことを問うているわけですが、病院に行くにしても列車の時刻が朝6時39分で、北見に着くのが8時3分、これで行かなければ大体は間に合わない。8時40分が10時10分に着くわけですが、ただ一番町民が困っているのが普通列車は3番ホームにとまる全部、遠軽のホームから階段を渡って3番ホームにとまる。北見も3番ホームにとまるので、ホームの歩く歩数が長いのと、階段が相当にきついと、それでなければ北見の病院に薬もらいに行けない。週に2回、退院しても週に2回行かれる方も、月に1回行かれる方もかなりいるそうです。そこが一番つらいのだという話でありました。

リハビリも遠軽の厚生病院でも受けていただけるわけですが、全部が遠軽の厚生病院には行っておりません。遠軽の厚生病院で断っているわけではないのでしょうか、入院していた病院に来てほしいというので行っているのか、本人の希望かは、そこまでは私も確かめておりませんが、厚生病院の方では受け入れしませんが、リハビリの部分は受け入れしませんが、おっしゃっていました。ただ、薬もらうのは遠軽厚生病院ではいただけないと思いますので、北見だと思います。

こういった中で、列車で行くのに階段とホームがきつくて1人では行けない。それで家族の者が一緒に、奥さんなり、旦那さんが一緒について汽車に乗って行っている。子供が働いていない子供さんがいるのでしたら送ってもらうこともできるでしょうけれども、お年寄りが行くにはもう車は無理なのです。冬は特に無理なのです。そういったことから、この列車でホームに渡って、階段を上るのがつらい。去年、北見バスが北見から遠軽のバスがなくなりました。そのときも私、この場で言ったわけですが、今、病院に通われている方が、このバスがなくなると大変なのだということもこの場で言った記憶がございます。でも、乗る人数が少ない、もう北見バスもとてもこのまま北見・遠軽間を出せないということで廃止になりました。遠軽と生田原の清里までしかバスは走っておりません。

《平成24年3月9日》

こういった部分が問題点として出てきたのです。バスは廃止になってしまった、脳卒中の患者は増えてきた、そういった部分で町で週に2回なり、通院バスのようなものを、大きなバスでなくていい。町で通院バス、何とか確保していただくことはできないかと、私もそう思います。これからますます、年々増えていくという事は見えております。

ですから、この脳外科の先生が来る間、来てほしいのが一番ですけれども、来る間、そういう通院バスのようなものを走らせる考えはないのか、すぐには答えはでないと思いますが、もう1年間でこういった問題が出てきたのです。ですから、遠軽町にずっと住みたいと思うのであれば、そういった部分が必要だと思えます。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今の御質問の本旨は、北見までのバスのことというふうにとらえてよろしいでしょうか。その原因となるのは、駅の遠軽で言ったら階段上って、橋渡って、それが遠軽にも北見にもあるということでございますね。

それで、北見バス、北見から遠軽までバスが通っておりましたが、乗降者数が余りにも少ないということで運行できないという形になったわけでございます。これは北見市の方からもそういう申し入れが出たということで私どもは、せめて生田原の端までは出そうということで今、町で負担して出しているわけでございます。

この際に、乗降者数も調べておまして、ちょっと私も初めて伺ったのではっきり言えませんけれども、たしか1日1人とかがぐらいだった記憶をしておりますが、もしそういった方がJR、バスがなくなる前までは恐らくバスで通っていたのでしょから、そういった方が一体どれぐらいいるのかということも、ちょっと私ども把握もしておりませんので、今ちょっとお答えすることはできないというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 町長、バスがなくなるまでは脳外科もあったのです、遠軽に。脳外科がなくなったのですから、それで昨年1年で65人の方が脳卒中で救急車で運ばれたのです。運ばれて帰ってきた退院された方は、その後、何らかの形で病院には通わなければいけないのです、お薬は1年分、今はいただけませんから、長くても3カ月、ほとんどのところが1カ月ですから、そういった部分で通わなければいけないのです。とにかく北見に。

ですから、バスがなくなったのは23年ですから、その前の調査では1人だったかもしれないのですけれども、脳外科がなくなったのですから、その後の調査もぜひしていただいて、今、そういう要望する町民がいるということもあるのですから、まして厚生病院にかかっているリウマチだとか、膠原病の方も北見に回されるのです。その方も、もう完全に手足が麻痺したりしているのですから、本当に困った方が北見に遠軽の病院から北見に回されているのです。

ですから、そのバスがなくなった時点の調査は、その前の年の調査でしょうから遠軽町に脳外科があったときです。ですから、脳外科がなくなって以降の調査もきちっと、もうバスが走っていませんから何人乗るかはわかりませんが、そういった町民が間違いなく増えていることは確実です。私が聞いてこういう質問をしたのも、何人かの方に言われて、通うのが大変なのだ、階段とホームが大変なのだというのが、元気な方なら構いません、病気で右側半身、左側半身だったり、足が不自由になった方たちがどうしても病院に行かなければならない、でも冬はもうそういう体で自分は運転できないので誰かに頼まなければいけない、タクシーに聞いたら片道2万円と言われたと、とてもそんなの通えないと、何とかこうやって倒れた方がいっぱい北見に運ばれているのだから、遠軽町で通院バスの大きな大型ではなくて、通院できるような何人かいれば、そういうような方法も考えられないかということですので、個人情報なんかで大変、本当に難しい部分あるのでしょうか、今、どれだけの方が北見の病院に行っているのかなとか、そういうのは調べようがありませんか。無理でしたら、私、一生懸命走ってでも聞きます。無理ですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 本町におきまして、医療機関に通っている方につきましてはいろいろな保険がございまして、国民健康保険、それからいろいろな共済、社会保険、国民健康保険につきましては担当の方にレセプトという形で送られてきますが、それ以外の方たちにつきましては把握はできない状況でございます。

レセプトにつきましても、それこそ個人情報の範疇でございますので、その中で北見に通っているのかという形につきましてもなかなか把握することは難しいのかなと思っております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） そうであれば、把握はしようがないということと、今までは北見バスが運行しているときも、乗っている乗車する方が少ないので北見からも言われて廃止になったわけですが、今後も遠軽町として脳外科の医師の確保ができるまでという気持ちで私はおりましたけれども、脳外科の確保が随分難しいということであれば、そういったことも考えていかなければ、遠軽は病院があるからいろいろなところ退職された方が遠軽に家を建てた方もいらっしゃるのです。でも、この一番最後のとりである年をとって脳卒中の可能性が高くなっている人たちがたくさんいるにもかかわらず、その医療バスのものも出していただけないとなれば、今後、遠軽町の方に退職された方や何か住みつく人が少なくなるのではないかという不安もあるのですけれども、そういったふうには考えられませんか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私、出さないとは先ほどから一言も言っておりませんので、別にこのバスの話だけではなく、例えて言えば脳卒中バスとでも言っているのでしょうか、

そういったものに限らず相当数、需要もありまして、そしてそれにやはり公費を投入してもいたし方ないだろうということがあれば、それはこれから検討されるべきことだと思います。これは何回も言いますけれども、このバスだけではございません。

そういったことも考えて、例えば丸瀬布もバスのルートをふやしたりしたわけです。そういったこともありますので、ただなかなか今、担当の方で話しましたが捕捉が難しいということもありますが、そういったことはやはりそれだけ多いというお話がありますので、これはやはり本当にどうなっているのかというのをまず実態を調べていきたいと思えます。そういった際にぜひ、高橋議員もどういった、多い多いとおっしゃいますけれども、例えば何人から伺っているとかということをお知らせいただければ幸いです。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 私も努めてまいります、その部分に関しては。ですから、町の方も担当する場所で見つかりようがありませんと言ってしまったら、これは本当に困るのですけれども、介護保険の利用する人の部分ではわかるのかもしれませんけれども、何か方法ないでしょうか、町と私たちとみんなで手を組んで、その町民の困っている部分を何とか洗い出すといったらおかしいのですけれども、そういったことをしていかなければ、町の方ではこの部分は把握できませんであれば、本当に遠軽町に安心して住めるというふうには私は思えなくなってきたのですけれども、だんだん個人情報の部分があつて難しい、難しい、難しいと、どうも町の方も逃げてしまう部分があるような気がしてならないのです。ではもっと、こういう手があるのではないのかな、一緒に私たち議員もですけれども、町民もです、職員もです、個人情報でなくて、いろいろな部分と一緒に本当に困っている声を聞いてきませんか。皆さん、一つ二つは聞いていると思うのですけれども、本当に何かこの場で質問していても情けなくなります。

でも、町長は声をたくさん聞いて絶対出さないとは言っていないという形ですので、私たちが力を出して、こういった部分もう少し聞いてまいりますので、どうぞこの医療バスといったらちょっとあれですけれども、先ほど町長も脳卒中運行とか、そんな感じで出せる状況をぜひ早く作っていかなければ、もう2年、脳外科なくなって2年ですから、私は急ぐべき事業だとは思うのですけれども、もうこれ以上、町長何も答弁ありませんか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 調査については先ほど申し上げたとおりでございます。

うちの担当も先ほど難しいと言ったのであって、ちょっと今は何か情けないとか言われても、うちの担当もそこまでは言っていないと思うので、いずれにしても今、議員おっしゃいましたけれども、個人情報保護の問題もあります。これを無視することもできないわけです。

ですから、そういったことを補足するためにいろいろ、まず実態が出てこないことには

施策も打てませんから、多分こうだろうということでもやることもあるのかもしれませんが、やはりこういったものはしっかりと調べることも必要ですので、そういった際にやはりいろいろな知恵を出しながら、まずは実態を調べるということが大事だと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 町長のはわかりました。ひとつ、この間の講演会で遠軽の救急隊員は大変すばらしいとお褒めをいただきました。これを皆さんにお伝えしたいと思います。

お医者さんと何%もずれない程度の患者さん、脳卒中か脳梗塞か、三つありますよね、そういった部分をきちっと分けて、救急車で大変、運びが早い。これは遠軽町の救急隊員は大変すばらしいということでお褒めをいただきましたので、これはぜひ町長を初め、職員の皆さん、議員の皆さんにも知っていただきたい。すごくこれは私も喜ばしいことだと思います。この件については終わらせていただきます。

それでは2点目、中学校武道・ダンス必修化にかかわる遠軽町の対応であります。

武道とダンスの授業時間は15時間と聞いておりますけれども、これは間違いございませんか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 時数はばらばらです。

体育の時数につきましては、24年度につきましては全部で105時間あります。その中で、武道、ダンス、その習熟によって変わるということで、道教委で示しているのが基本的に武道であれば12時間、ダンスであれば8時間というのがありますけれども、これはあくまでも目安であって、それは学校の裁量で習熟によって数字は変わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） わかりました。

105時間にプラスされるということですか、今までの105時間の授業の上にプラスされるのではなくて、105時間の中でそのダンスと武道の部分は入ってしまうのですか、プラスされるのではなくて、その105時間の中に入っているということですか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 105時間の中で、体育の時数が105時間ということですから、その中でやるということです。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 遠軽町で21年度から柔道のやっている学校もあります。これは私もわかっております。

部活動の先生は、部活動で柔道を教えている先生なんかは、その柔道に対してのいろいろなことを知っているのしょうけれども、授業になると体育の教師、経験が少ない体育

の教師が柔道を教えるなりということも考えられるのですけれども、そういった部分での21年からやっている学校なんかは、そんなに不安はなかったけれども、親の方が最近テレビや新聞で騒がれている中で、こんな危険な部分もあったので、やはり女の子に柔道させるの怖いなという、小学校6年生の親の方から「やはりうちの子に柔道はさせたくない」などという声もちょっと聞かれまして、体育の先生が柔道の先生ならいいのだけれども、そうではなくて柔道を余り知らない先生が柔道を教えるならちょっと怖いなという声もあったのですけれども、そういった部分にその外部指導の方が入ったらどうなのかなと私は思うのですけれども、そういった部分で考えると、やはり授業の体育の教師だけが今のところ教えるということになりますか。合気道は外部指導者が入っているという話を先ほどされていましたが、柔道の部分に関しては今のところ、24年度からですから、今年4月からもうこれが入ってくるのですから、そういった考えは全くございませんか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 今のところ現職教員で賄えると考えております。

ただ、学校の実情によっていろいろありますので、例えば遠軽中学校は少し高度に教えているようですし、そういうものもありますので、考えてはいかなければならないかと思えますけれども、ただ今まで武道をやっていたから指導が、その安全性を確認できるとか、授業ですのであくまでも、確認できるというふうには考えられませんので、今後いろいろ研究していきたいと思っています。今までもやってきてはおります、現職教員でも大体、学校で8割ぐらいの体育の先生は指導経験があります。そのほかに現職教員に有段者もおりますので、そちらをまた活用しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 本当、柔道などはほかのスポーツと違って死に至ったり、下半身不随になったりという、大きな事故が、やはり普通のスポーツよりは柔道の場合は多いというふうに言われております。

昨今、いろいろな学校での事故などに対してもいろいろな訴訟の問題が起きたり、いろいろ起きますから、この武道の授業が入った途端にまたこのようなことが起きたらどうしようかという、先にそういう気持ちが先生方の中には持たれる先生がいらっしゃると思います。十分注意してもなるのはどんなときでもなるのです。武道だけではないのですけれども、それでもこれだけ世間で柔道のこれはだめとか、大外刈りは禁止するとか道教委でも言っておりましたけれども、そういった部分がまだ道教委の方からもおりにありませんよね、資料。

ですから、道教委から資料がきちっとしたものがまだおりにきていない中で、24年度に必修化にするという部分も大変、私は遺憾なことだろうなと思っているのですけれども、遠軽的には準備が整っていて受け入れるぞという体制ができているのですか。

《平成24年3月9日》

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） そのために移行期間がありまして、それで既にいろいろと柔道着も個人的に買われたり、買っていただいて練習も行っております。23年度におきましては、1校残してほかの学校につきましてはそういう訓練といいますか、指導といいますかしておりますので、その辺については安全を確認していると思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 遠軽の二つの中学校は武道館がきちっとありますから、畳などのずれるとかというのはないと思うのですけれども、ほかの学校なんかも畳なんかがずれる、柔道が一番怖いのは畳がやはりずれたときに危ないというふうに、私は自分、柔道しませんからわかりませんが、聞いた話ではそういうことを言われているのですけれども、ほかの全部の学校はきちっと畳がずれないように何かきちっとできているのかどうかお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 遠軽中学校、南中学校につきましては武道館がありますので大丈夫なのですけれども、そのほかで柔道を必修とする学校につきましては、今年度滑りどめマット、畳の下に敷くマットを購入する予定になっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 今のお話を聞くと、では21年度からやっていた学校では、そのずれないマットはなくて、動くような危険な体制で授業をやっていたのですか。

今年度から取り入れるということは、今まではずれないマットを敷かないで、畳だけでもいい状態でやっていたということですか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 今年新しい滑りどめマットを買うということです。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） では、古いマットは今までもあったということで受けとめます。よろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 全部が全部というわけではないのですけれども、丸瀬布中学校と生田原中学校が体育館でやらなければならないので、それなりにいろいろと工夫してやっておりましたので、それと今までは基礎、本当の基礎でしたので、そういうことで今年からは最終的には簡易的な試合とか、乱取りが入ると思いますので、完全に滑らないようにマットを買うということです。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） わかりました。

柔道に関する畳の部分は安全を確保されたということですね。遠軽町の中学校、6校と望の岡中学校ありますけれども、6校の部分では全部が柔道になるのですか、それとも違う武道をやるところもありますか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 種類でしょうか。（「はい」と発言する者あり）

柔道につきましては4校、相撲につきましては3校、相撲と合気道併用が1校というふうになっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 柔道が4校、相撲が3校と合気道と重なっているということで、この望の岡中学校も入っているのですね、そうしたら。入っていますか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 済みません、相撲2校で併用が1校あります。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 武道の部分、非常にマスコミが先行しているとは言いませんけれども、危険な部分がどんどん叫ばれて、私もそれにやはり怖いよなど、投げられて頭打って下半身不随になったらどうしようかと、そんなことをずっと思っていましたけれども、今まで21年から基礎を積んできているように話を伺いました。本当に危険のないように、1人のお子様のけがも出ないことを私たちは祈って、この武道の授業を見守りたいと思います。

もう一つ、ダンスの部分なのですけれども、ダンスの授業となりますと広いですね幅が。どういうふうにするダンスを取り入れる授業というのは、それぞれの学校の先生が決めるのであって、教育委員会ではこれをしなさいということはないと思うのですけれども、こういった形のダンスの授業が入ってくるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 中学校指導要領の中にダンスの種類が三つあります。創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムダンス、これは学校ごとに違います。一番多くは現代的なリズムのダンスということです。フォークダンスも1校ぐらいはやるようです、それと創作ダンスも1校ぐらい入ってきております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 創作ダンスとかフォークダンスとなれば先生方も多分、授業の中でやってきている、いらっしゃる先生がいらっしゃるかと思うのですけれども、現代的なダンスとなるとヒップホップだとか、いろいろな今、若い子がやっている部分も入ってくるのかと思うのですけれども、そういった部分で指導者がいないので、何とか町の方でしてくださいといったときはどういうふうな対応がとれるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 道教委からそれも資料が来ていまして、相談をできる窓口が用意されております。ですから、それはいろいろなダンスの協会、そちらの方も道教委とお話ししてできるようになっております。そのほかに、各協会、団体で出しています指導書の方もこちらから望めばもらえるようにもなっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） その道の方からいただいている指導者の部分なのですが、遠軽の部分では名前が出ておりませんでした。一番近くて北見です、北見、旭川、札幌です。そのダンスの部分についてはです。そういった部分のこういう方に相談をしてくださいというのはございましたけれども、北見や旭川からその講師、できないから呼びますといったときには、町でそういった部分の講師のお呼びしたときのお礼なり報酬というのは出せるのですか、そういった予算もあるのですか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 今のところ町では持っておりません。

ただ、もともと外部指導者というのが道の事業でありますので、もしそれが活用できるようなのであれば、それを活用していきたいなというふうには考えております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） もう今年の4月から取り入れられる授業ですから、決して子供たちに対してスムーズに動いていけるような状況を取っていただきたい思います。

今までもいろいろな部分で子供たちに大変、迷惑をかけている部分もありましたので、新しい授業が入ってきたことですから、決して子供に迷惑をかけない方法で進めていただきたいと思います。

これを約束していただければ、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えさせていただきます。

ただいま最後に高橋議員御指摘の件については、最も真剣に、そしてどう指導するかということを考えているのは、紛れもなく担当教員、そして学校であります。子供たちの僕やりたくない、私やりたくないという思いが今、成長期にある子供たちに何が必要で、どういう力をつけていくかということをしていながら、価値を理解させながら取り組ませるというのも指導者としては重要な役割であり、任務であると思います。

その意味では、私どもは先生方の戸惑いや要望には耳を傾けて、できることをしっかりやらせていただきたいと思っておりますし、それにもまして現在、町内で指導に当たっている体育担当の先生方は、先ほど私が申し上げた思いで取り組んでいますので、もし心配があれば学校に、あるいは先生に、あるいは私どもに声をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、先ほど藤江次長からお答えさせていただきました関係の団体等のお話があり

ましたけれども、実は私も町内の柔道協会の関係の方、それからダンスをされている方から直接、この件について、もし要望があればお手伝い、御協力させていただきますので声をかけていただきたいという話も受けております。

したがって、それらについては学校の方に今、投げかけて、どんな形で、どこで、いつ御支援をいただくとすればいいのか、まとめていただいているところであります。

いずれにしましても、御心配されている重大な事故につながらないような事前の配慮と手だては講じてまいる所存であります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、高橋真千子議員の質問を終わります。

11時10分まで、暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告2番、山田議員。

○8番（山田和夫君） ー登壇ー

私の方から、通告に従いまして3点について質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、地域経済活性化策の推進についてでございます。

町長は、平成24年度の3月議会の施政執行方針の中で、今年度の平成24年度の主な事業実施の施策として、町総合計画の六つの基本方針が上げられております。その六つの中の三つ目に「元気な産業と活力ある町づくり」という部分がありました。この中では、農業を初めといたしまして、商工業でありますとか、観光等についての平成24年度の考え方が示されております。

中でも、中小企業の厳しい経営状況が続いていることから、遠軽町企業振興促進条例に基づく助成の実施でありますとか、あるいは建設業者支援策といたしましてのプレミアムつき建設券の2回目の発行事業への助成等が盛り込まれております。

こうした支援助成が一定程度の成果を上げるということは、過去の例からも大いに期待をできるところでございますけれども、町内経済を建て直す起爆剤となるのかと考えると、もう一つインパクトに欠けている気がしてなりません。遠軽町企業振興促進条例の助成内容等を見直し、充実することでさらなる中小企業への助成を拡大をすることはできないのでしょうか、お伺いをいたします。

あわせて、今、国内全体の景気停滞から消費購買力が低下をしてきております。本町もその流れになっております。以前、遠軽町で助成をいたしましたプレミアムつき商品券の再発行について、消費購買力を上げる考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目に町道維持除排雪事業の一括委託方式の採用についてお尋ねをいたします。

近年は、国の公共事業縮減などから、地方でも公共工事の発注が大きく減少をしてきて

おります。

こうした状況下にあつて、冬の除排雪を委託される業者の中には除排雪委託のみでは所有機械の維持、あるいは運転手等の通年雇用が困難という現状もあるというふうに向つております。

国や道の関係機関でも、夏の道路維持作業と同時に、冬の除排雪事業を一つの事業として一括委託する方法が広く採用されてきております。本町でも、一部地域ではこの方式が採用されてきておりますが、この事業を全町的に拡大をし、業者の方々の事業の安定化につなげる考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目は、町営住宅長寿命化計画についてお尋ねをいたします。

本町では本年1月、従来の遠軽町公営住宅ストック総合活用計画を見直しをいたしまして、遠軽町町営住宅長寿命化計画として改定をいたしました。この長寿命化計画の中で、5章の4、入居者の適正管理の項目の中にaの②といたしまして、収入超過者等の受け皿としての特定公共賃貸住宅の整備がうたわれております。その必要数は全体で41件だというふうに向われております。うち、今日現在、白滝には8件の対象者に対して12戸が整備をされております。丸瀬布では、5件の対象者に対して5戸が整備をされております。生田原では7件の対象者に対して4戸が整備をされておりますが、遠軽地区には21件の収入超過者に対して1件の戸数の整備もされていないことが明らかになっています。

遠軽地区では、北2丁目公営住宅に続き、本年からふくろ団地の造成が計画をされます。こうした団地の造成にあわせ、特定公共賃貸住宅の整備をどう図ろうとされているのかお尋ねをいたします。

あわせまして、ノースキングサウナ室改修時に発生をいたしました、シックハウス症候群の症状発生は建築資材であります合板建材にあることから、今後の公営住宅の建設時にも発症の可能性を持っております。

工事発注時の仕様書等に納入建材の揮発性有機化合物の濃度測定と国の指針値をクリアをした製品の納入を明記するなど、対策を講ずべきと考えますが、今後の対策のあり方についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

山田議員の1番目の御質問であります、地域経済活性化の推進についてお答えをいたします。

御質問にありますとおり、私は施政執行方針の中で「元気な産業と活力のある町づくり」を目指し、来年度におきましては中小企業を支援するため遠軽町企業振興促進条例による助成を行い、経営の安定を図ることや建設事業者を支援し、町内経済を活性化するため、プレミアムつき建設券の発行事業を行い、すそ野が広い状態の中で経済的な波及効果を見込み、実施するものでございます。

《平成24年3月9日》

初めの御質問にあります遠軽町企業振興促進条例の助成内容等を見直し、充実することでさらなる中小企業への助成を拡充することはできないのかとのことですが、本制度による施設の新設、移転及び増設に伴う従業員の増加が5人未満、または雇用がない設備投資については、平成21年度をもって終了が予定されておりましたが、企業振興を推進すべく平成25年度まで適用期限を延長したところでございまして、財政負担を考えますといっぱいのところと思っております。

補助金という形で支援を行っておりますが、その財源につきましてはすべて一般財源でありまして、例えば補助限度額を上げますとそれに比例して一般財源の持ち出しが増え、財政に与える影響も出てまいりますので、助成の拡充については慎重に考えなければならないことと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、以前に実施しましたプレミアムつき商品券を再発行し、消費購買力を上げるべきではないのかとの御質問にお答えいたします。

過去に取り組みましたプレミアムつき商品券の発行は、地方経済の活性化対策のため、国が地方に対して交付した交付金を活用し実施したところであります。

御質問のように、購買力が上がり地域経済を活性化する意味では事業の必要性は理解できますが、今、この事業を実施することとなりますと、財源はやはり一般財源からとなり、相当の金額が必要であります。

来年度におきましては、プレミアムつき建設券の発行事業を行いますので、その状況を見ながらその上で判断をしてみたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

次に、2番目の町道維持除排雪事業の一括委託方式の採用についての御質問にお答えをいたします。

除排雪機械の不足については、議員の御指摘のとおり除排雪を行う自治体の全国共通の問題であります。特に、近年の公共事業の縮減などに影響が大きいことから、建設機械など自社で保有することができない業者や保有台数を減らしていく業者も多く、除排雪業務を行う自治体は新たに除排雪業者の確保や地域割りをなくし、除排雪路線の業務を拡大させて対応するなど、その対応に苦慮している状態であると聞いております。

また、今年度、道内の石狩空知地方の大雪は異常事態であり、通常の委託業者では追いつかず自衛隊等の緊急支援で対応したと報道されております。

このような状況になることは、遠軽町も同様であり、町民の安全で安心な道路交通網の確保は必要不可欠であることから、その維持管理、除排雪業務を直接行う業者と建設機械の確保は大きな問題と考えております。

このことにより、遠軽町においても除排雪機械の不足と運転手など、従事者の雇用確保を目的に、各地域の除排雪委託業者がみずから組合を設立された地域がありました。これに伴い、夏の道路維持管理業務と冬の除排雪業務の一元化を平成22年度白滝地域、平成23年度に生田原地域が実施しているところであります。なお、丸瀬布地域においても組合が設立されていることから、平成24年度実施に向け準備をしているところです。

《平成24年3月9日》

遠軽地域については、委託業者の数や夏季、冬季の事業量が他の3地域に比べ多いこと、非常に難しい状況ではございますが、いずれ組合の設立の動きがあった場合には、その点も検討してまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3番目の遠軽町町営住宅長寿命化計画の特定公共賃貸住宅についてお答えをいたします。

公営住宅収入超過者の受け皿として公共では、特定公共賃貸住宅が位置づけられており、町内には御指摘のとおり特定公共賃貸住宅が21戸ありますが、長寿命化計画において受け皿としての必要性をうたいつつも、建設を見込んだものとはしておりません。

遠軽地域を除く地域では、おおむね均衡を保つ戸数が確保されていると考えておりますが、遠軽地域におきましては依然として民間の賃貸住宅の建設が活発であることから、建設については留保しております。今後、5年ごとの計画見直しにおいて、民間住宅の建設動向も見つつ、需要動向を計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、シックハウス対策についての御質問であります。ノースキングサウナ室改修に伴う休止につきましては、関係者の皆様に重ねておわびを申し上げます。

建築基準法では、シックハウス対策について建設資材の性能規制、材種により面積制限、換気の義務づけなどがされております。

今回のノースキングで使用された合板は、シックハウス対策としてはフォスター、四つ星の意味だと思っておりますけれども、フォスターと言われる最も厳しい区分に属する建材でありましたが、厚労省指針で想定している常温の居室ではなく、高温の狭小空間で使用したことが主たる原因と判断いたしました。今後、こうした特種環境下での工事については、十分、留意するように注意したところでございます。

お尋ねの公営住宅建設にかかるシックハウス対策については、整備基準の中で使用する材料はすべて国交省の定める揮発性化学物質発散量の最も少ないフォスターの建材と定められ、換気につきましても24時間換気が義務づけられております。

また、工事完成時には戸数で1割以上、1戸につき2カ所以上の居室での化学物質室内濃度測定が義務づけられ、これまでも実施されてきておりますので御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の地域経済活性化の関係でございます。まず、一般財源で対処しなければならない中小企業に対する企業振興促進条例、ですから非常に難しいと、財源確保も難しいということなのかと思っております。

平成23年度にこの企業振興促進条例に基づいて交付金が交付された団体は、遠軽町12企業でございます。企業促進条例を見せていただくと、第3条の第1号、第2号という

のがございまして、第1号は新築移転及び増設に伴い増加する従業員数が5人以上のもので、土地、建物及び償却資産の投資総額が3,000万円以上のものというものが1号として載っておりますし、2号はそれ以下で、新設、移転及び増設に伴い増加する従業員数が5人未満及び新たな雇用がないもので、固定資産の投資総額が500万円以上のものと。ただし適用期間については平成26年3月31日までとするというふうに分かれております。

これで見ますと、昨年の23年度の12社の中で、この1号に該当します企業は3社です。2号に該当するのが9社でございまして、雇用の拡大にこの条例が役に立っているのかと単純に考えますと12件のうちの3件ですから、ちょっと少ないのかなというふうにも思います。どこまでふやせばいいのかという問題もあるでしょうが、できればやはりこの3条の1号に該当する企業が増えてくれることが、この地域の雇用の確保、拡大につながるわけでありますから非常に重要なことなのだろうというふうに思います。

そして、補助金の交付は第4条で示されてございまして、この1号に該当する場合には、当該資産にかかる固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を5カ年間、基準年度から5年間、憂慮しますよと。イとしては基準年度において新設、移転及び増設に伴い増加する従業員数に対して5年間の分割により1,500万円の範囲内で1人につき50万円を加算をした額ということで明記をされております。

この23年度の3社を見ましても、従業員でいうと300万円ずつが5カ年にわたって支出をされるということになっております。つまり、300万円ということは、1人50万限度ですから、1社につき3社ともこの300万出されておりますので、計画されておりますので6人はいるのだと、最低でも6人はいるのだということになるのだろうというふうに思いますが、こういった部分で1人50万円という部分を1人60万に改正をするのだとか、そういった上乘せはできないものなのかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私どもの今、持っているこの制度、これにつきましては全道的に見ても投資額の何ぼぐらいが町から補助されるのかといったものを比較しても、大体ほかの自治体も億単位です。多いところでは15億とか6億とか、それに対して3,000万とか、そういう形で、うちの町はその中でそれを見ますと相当に使われる方にとっては有利な制度であると認識しております。

ただ、この制度がいつまでもそれでいいかというのは、これ制度というのはやはり常に見直してもいかなければいけませんし、経済状況などを勘案しながらやっていかなければいけません。しかし、今年は先ほど来、最初の答弁で申し上げましたけれども、今の制度でやっていきたいなというふうに思っておりますし、議員も先ほどおっしゃいましたけれども3社、1号に該当するのは、これが多いか少ないかということは判断、難しいところでございますけれども、今のところ3社でいいのかなというふうに私の方も認識しておりますが、これもまた何回も申しますけれども制度ですから、いろいろな状況見ながら議論

《平成24年3月9日》

されるべきことだと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 常に財政が伴ってまいりますから、今すぐやれということについては非常に無理なのかもしれません。ぜひ、御検討をいただきたいと。

問題は2号なのです。2号は、新設、移転及び増設に伴い増加する従業員数が5人未満、または新たな雇用がないものというふうに書かれておりまして、補助金の交付は新設移転及び増設に伴う増加する従業員数が5人未満及び新たな雇用がないもので、固定資産税の土地が500万以上のものについては、基準年度から5カ年の分割により1,000万円の範囲内で建物及び償却資産の投資総額の100分の30に相当する額を補助金として交付しますよということになっております。

1号の方では、従業員5人以上の確保したところについては1人50万の人に対する補助金もついていますが、2号の方では5人未満だったら、あるいは誰もいなかったらというか、誰もいない場合は人に対して補助金は出ないでしょうけれども、5人未満であれば人に対しては出ないのです、2号で言うと。

したがって、この残りの9件の部分については、そういった部分での補助金が出ていないのですが、5人未満でもそういった雇用が増えているのだという実態があれば、2人でも3人でも雇用はしていますよということになれば、1号と同じように1人につき50万円を限度にそういった部分を支給するだとかといったことの制度改正、そういったものについては検討できないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 5人以上5人未満ということについては、もうこれは制度の決めのレベルの話でございましてどちらがいいかということです。この条例ができたときには恐らく、5人以上が本当の雇用効果があるので出しましょうということで、恐らくその当時の議会もそれで皆さん決まったことだと思います。

先ほどの答弁と同じになりますけれども、そういったことも含めながら時代の変化なども見まして、そして財政的な見地からもいろいろ検討されるべきだと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） それでは次に、2番目の質問にかえさせていただきます。

町道維持除排雪作業の一括委託方式であります。私も白滝、あるいは生田原がこの一括方式に切りかえて今日、取り組まれていることについて理解をしております。今年、丸瀬布地域がこういった組合を業者さんが作っていただいて、この方式を採用する形になるということについても理解をしております。

問題は遠軽なのです。今、遠軽の夏の道路維持、町道維持作業はたしか1社だと委託先は思います。しかし、冬の除排雪は委託業者何社でしょうか、まずお尋ねをいたします。

《平成24年3月9日》

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 冬場の除排雪の委託業者は12社でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） この12社の中には、冬の除排雪を専門にやっている業者はおられますか。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 個々の会社なので、夏場どんな仕事をしているかは私どもは把握はしておりませんが、そのような業者は二、三社おります。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 12社の中で夏は運送業、そして冬は運送業と除排雪も請け負うという業者もいらっしゃいます。規模の大きな会社ですと、従業員、運転手等の確保、あるいは機械の確保というのは容易にできるのかもしれませんが、それなりの売り上げもあるのかもしれませんが。

しかし、昔のように公共事業を請け負っていた土現業者も利益率が28%というのは今は夢ですから、非常に低下をしております。こういった中で公共事業が減っていく、あるいは民間の投資も少なくなっていく、そういう事業形態の中でそういった業者の方々が新たな機械を更新をする、非常に難しいというふうに言われています。

したがって、ぜひお考えいただきたいのは、そういった冬の除雪機械等の確保、購入、そういったものが業者では非常に難しくなっているという現状からすると、町が公費でそういった必要な機械を買って、それを委託する業者に貸し与える、そして除雪をしてもらう、そういったことも検討されなければいけないというふうに思います。

その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

例えば10台程度持っていたとしても、10台はいませんけれども、1社、大体4台ぐらいは所有していますけれども、この財政、公共事業だけではありませんけれども、いろいろな面で自社で所有することができないという現状でございます。

したがって、これは除雪をしないというわけにはいきませんので、当然、業者さんが持っている業者を探るか、もしくは今、組合という方法もありますし、またそれでもだめでしたら当然、町が国や道は除雪機械を買って業者に委託している、運転手込みで、機械は国や道のものでありますから、それになっていくのかなとは想定されます。

したがって、これは全国的な問題です。現実的に他の市町村では要求しますけれども、今はまず国の補助を受けながら要求していますけれども、現実的には更新が先で、新規に要望しても採択されません。去年の震災の影響もありますし、国の方も財政きつということ、除雪機械の町が所有する新たな更新はまあまあ認められますけれども、新規の増車に対する補助金はなかなか認めないという現状でございますけれども、これから

我々も担当部局としてはそのことも踏まえまして、増車の方も要求していきたいなということ考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） あわせて、町が所有をして貸し出すという方法もあるでしょうし、自社で購入をしたい、購入するよと、しかし資金的に少し不足をするというところについては補助金をほしいという業者もおられるというふうに伺っております。そういった部分でいうと、そういった更新だとか、新規に除雪機械等を買うときに、そういった補助金を出してでも機械を確保するということについても考えられますか。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） それについては、今のところ考えはありません。

ということは、これは先ほども申しましたとおり、全国的な問題でございますので、これは国も道も同じです。そのような状況を踏まえながら、今後の課題になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 2番目は最後にしたいと思います、先ほどの町長の答弁の中で遠軽町の今後の取り組みについて業者の中で、あるいは建設業協会の中で組合化を図っていただいて、作ってもらって、それができるのであれば検討したいという答弁だったというふうに理解をしておりますが、町の方から、行政の側から建設業協会等に対してそういった組合を作って、夏、冬の一括方式の導入に御協力いただけませんかという呼びかけというのはしないものなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） これにつきましては、非常にお答えしにくいことございまして、例えばどこどこを組めとか、そういうことにも成りかねませんので、そういうことではなしにして、そういう組合を建設業界に投げかけるというのがいいか悪いかというのは、これは今のところほかの市町村はありません。

したがって、他の3地域は自主的に身を守るということですかということによってやっていたので、それに期待したいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 遠軽、今冬は12社あるのですよね。その業者わかりますよね。その12社に呼びかけて組合を作りませんか、今、各個々人の会社単位ですから、この12社で組合作りませんかということではできないのですか。この中からピックアップしてA社、B社で組合作りませんか、そしてこの路線やりませんか、これはへたしたら談合です。それをやれとは言いませんけれども、建設業全体でそういった維持管理のための組合を作っていただいて、あとは組合に任せればいいわけですから、そういったものを呼びかけ

るのはできないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） そう言いたいのはやまやまですが、それぞれ会社、会社で事情もございますし、いろいろな問題もあります。会社同士の問題もありますし、その中で町がどうですかというのはちょっと、今のところ、今後どうなるかわかりませんが、今のところは考えておりません。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） わかりました。ぜひ、冬、除雪に困らないように、十分な検討だけはしていただきたいと思います。

済みません、僕1番の問題でプレミアム商品券のことについて再質問するの忘れたのです、申しわけないです。ちょっと戻らせていただいて、議長よろしいですか。（「はい、よろしいです」と発言する者あり）

前回やったときは、国の交付金があったのでやれましたと。しかし今やろうとすると交付金がない段階ではすべて一般財源で、その補助金を出さなければなりませんから、非常に難しいという答弁でした。

実情は私も理解をいたします。しかし、町長も御存じかと思いますが、今の商店街、非常に売上げが落ち込んでいるのも事実です。その辺の御認識はおありでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほどの答弁では、プレミアム商品券やった、実施したときの状況はお話いたしました。そういう交付金が来たということですね。

例えば、今回も建設券であってもプレミアム商品でもやはり、正直言ってそれはいろいろな方法があったわけです。ただ、今の議員のたまたまですけれども、2番目の御質問なんかもそうですが、建設業は非常にすそ野が広いということで、今回は建設券を選択させていただいたということで、先ほどの御答弁にもありますけれども、商品券についてももうしませんよということではございません。また、いろいろ状況を見ながら考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 商店街が落ち込んでいるかどうかの認識については答えていただけなかったのですが、私が見る限り、声を聞く限りでは非常に落ち込んでいるという現状にあります。ぜひ、そこら辺は御理解をいただいて、タンスの中に眠っている、個人の持っている資力、こういったものを引き出すためにも、ぜひこういったプレミアム商品券の再発行について、補助について関係団体等とも議論していただく中で、近い将来、再発行していただければなというふうに思います。

次に、3番目の長寿命化計画についてお尋ねをいたします。

白滝、丸瀬布、生田原ではそれぞれ戸数が確保されている問題です。遠軽町はというふ

うに僕はお聞きしたのですが、遠軽町の場合は民間のアパートが次から次に建ちますから、こういった特定公共賃貸住宅の整備というのは非常に難しいのかもしれませんが、難しいのかもしれませんが、しかし北2丁目団地もそうですし、ふくろ団地でもそうですが、3LDKの間取りの公営住宅、あの中に建設するわけです。

そういった大きい3LDKだとか、そういったところに住まれる方というのは、それなりの収入をお持ちの方が対象になるわけでありますから、そういった団地の中の一部をそういった特定公共賃貸住宅ということでの指定というのはできないものなののでしょうか。これだけで建てなければいけないものなのか、25戸なら25戸のうちの5戸は特定賃貸住宅ですよということでのくくりはできないものなのかどうか、制度上それについてお知らせください。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） まず、公営住宅についてでございますけれども、これは収入基準がいろいろ細かいところにはありますが、一応、所得階層の25%までとされております。

ですから、家族構成と、それから収入、それと3LDKか2LDKかという部分は、収入に関係なく家賃が定まりますので、大きさについてはそれがネックとなって特公賃に移行するというのではないと、あくまでも収入基準を超えた方について公営住宅以外の方法を求める必要があるということで位置づけたものだというふうにお考えをいただきたい。

あわせて公住をそういうふう指定できないかということですが、公住法の一部が特公賃の位置づけ、事業としてあるわけですが、これらについて収入基準25%から50%までの方を一応、目標として設けられた制度でございます。

なお、家賃については、これは近傍同種家賃を原則としております。ただ、当町にあります3地域の住宅については、合併前のことでありますけれども、政策的な意図を持って減額した家賃を設定しているという状況があります。原則は、ですから特公賃になりますと、民間アパートとそう変わらない家賃になるというふうにお考えいただきたいと思いません。

公住と同時にできるかという部分につきましては、全く同時に建設できるかというのはちょっと困難が伴うかと思えます。ただ制度上は可能ということですが、つくる上での設計、細かいことにはなりますけれども、ちょっと難しい部分はあるかなというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） この地域で遠軽で、こういった住宅を建てて、民間のアパート経営者に経営に圧迫を与えるということにはなりませんから無理なのかもしれませんが、ぜひそういった収入超過者の解消に向けて努力を続けていただきたいなというふうに思います。

シックハウスの関係ですが、確かに今回は高温多湿というサウナ室ですから、それが発症したのかもしれませんが。しかし、近年でいいますと隣の町の学校がシックハウス症候群発症いたしまして1年間、自然換気をやってやっと使用可能になったと、基準値クリアしたというところもございます。何も高温多湿でなければ出ないということではありません。

したがって、そこら辺は十分、こういったものの発症を抑制をするという対策から、公営住宅等で今年も2カ年で25戸建てのわけでありまして。また、栄行団地も4戸建てのわけでありまして。そういった部分にこういった症状が発生しないように、十分な対策をとられることをお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で、山田議員の質問は終わります。

通告3番、阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ー登壇ー

一般質問通告、読み上げて通告といたします。

成年後見制度の町の取り組みについて。成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。

成年後見制度は、介護保険とともに平成12年4月にスタートいたしましたが、いまだ制度が十分に知られておらず、後見人の認定の難しさ等から介護保険制度ほど利用されていないのです。

国は、利用促進のために自治体の長が後見人を立てる場合、要件の大幅緩和や成年後見制度利用支援事業の創設に取り組んできました。この制度を充実させることが高齢者や障がい者を持つ方を犯罪から保護し、経済的に不安のない生活を送っていただくための環境整備につながるのです。

私は、住民の方から戸籍上に子供はいるが申し立て人を拒否されている、役場福祉課を訪れ町長への申し立てをしたが身内の方がいるのに町長が申し立てをした前例がない、判断ができないと進展がなかったそうです。また、自分たちがいなくなったら誰がこの子の世話をしてくれるのかと不安を語られる方からお話を伺ったことがありました。重度の知的障がいを持つ子供の親にとっては、親亡き後の不安は切実なものがあります。本町においても、後見を必要とする障がい者や高齢者に対する支援体制をつくるべきと考えます。

そこでお尋ねいたします。

一つ目として、成年後見制度について、本町の取り組みの状況について御説明ください。

二つ目、今後、高齢者人口の増加、障がい者の社会参加の進展につれ、同制度の活用が重要であります。今後の課題についてどのようにお考えでしょうか。

3点目、昨年7月、横浜市において後見的支援を要する障がい者支援条例を施行されております。本町においても、条例を設けて支援の充実を図るべきと考えますが御所見を伺

います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の御質問であります、成年後見制度の町の取り組みについてお答えをいたします。

1点目の成年後見制度についての本町の取り組みの状況についてであります、議員御承知のとおり、成年後見制度には本人の判断能力が不十分になってから家庭裁判所によって援助者として成年後見人など、これは成年後見人、そして補佐人、補助人でございますが選ばれる法定後見制度と将来、本人の判断能力が不十分となった場合に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく任意後見制度がございます。

本町におきましても、高齢化率の増加とともに見守りを必要とする方々の支援の一つとして取り組んでいるところであり、過去に町長が申立人として申請した事例が1件ありますが、申立先が家庭裁判所であることや、申し立てにさまざまな制限があるなどの理由で相談件数はわずかであります。また、身寄りがない方などに限り、町長も申し立てできますが、該当する親族がありながらも申し立てに申請に来られる方などもおりますので、今後も制度の周知について十分に周知を努めていきたいと考えております。

加えて、北海道社会福祉協議会が実施する日常的に支援の必要な方の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を遠軽町社会福祉協議会が平成24年度からモデル事業として取り組むと聞いております。

また、行政書士会も保健福祉総合センターで説明会を開催することになっていることから、それらと調整を図りながら住民の世帯状況等に適用した支援に取り組んでまいります。

2点目の今後の課題についてであります、制度の活用を図る上で成年後見人等の役割は重要であり、本人の生活、医療、介護、福祉など、本人の身の回りの事項に目を配りながら、本人を保護、支援するなど、多岐にわたることから引き受けていただく方が見つかるのか、また親族以外に法律の専門家等が専任されたときに、報酬などの負担が発生する場合の対応が本制度の課題であると考えているところであります。

3点目の条例を設けて支援の充実を図るべきとの御意見であります、制度には申し立ての要件や費用の負担問題などさまざまな課題があり、また制度が複雑なことから、現段階では制度の周知徹底を図ることが専決であると考え、そちらの方から力を入れてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 食事のため、1時まで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

《平成24年3月9日》

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 御答弁ありがとうございます。

この制度は、本人が遺産分割の協議などをする際に不利益をこうむらないようにという
ことで、家族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などが成年後見人として財産や権利
を守る、この制度は本人や配偶者などが町長もおっしゃいました家庭裁判所に申し立てを
し、家裁の審議を経て後見人が選ばれる仕組みなのです。

あくまでも例なのですけれども、これが本人が認知症になり、ある日、本人の弟が死
亡、その財産を相続することになった。だけれども、弟には負債しか残っていなかった。
困った本人の妻が相続放棄の手続きを考え、家裁に申し立てをしたと、その結果、成年後
見人として妻と司法書士が選ばれ、本人の相続放棄が行われたということからいけば、本
当にこの社会的に弱者を守る重要な制度であることは間違いないのですけれども、201
0年の統計なのですけれども、年間3万人ぐらいがこの依頼される件数があると。導入時
から見れば、平成12年から見れば4倍ということで、遠軽町においても非常に障がい施
設、老人ホーム、非常に多いかと思えます。当然、今後こういうことが考えられると思
うのですが、その辺に対してただ周知というだけで、私は済まないように思うのです。も
っと具体的に町としても取り組まなければいけないのではないかと思いますのでどうでし
ょうか、町長。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの御質問でございますが、例えば障がい者の施
設、それから介護保険等の施設におきましては、その施設施設で相談員なり、介護保険で
あればケアマネジャー等の専門の職員がおりまして、そちらの方につきましては制度の周
知につきましては十分、いろいろな説明会なりで受けておりますので、そちらの担当者につ
きましてはある程度、制度について理解されておりますので、そちらの方たちからの相談
がございましたら、私どもとしては成年後見制度がよろしいのか、それとも答弁の中にあ
りました社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等で間に合うのか、そこら辺を見きわめ
ながら、相談しながら対応していきたいというふうな形を考えておりますので、御理解い
ただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 今、そういうケアマネジャーとか、そういう方たちが対応する
ということなのですけれども、町としては17年でしょうか、質問もあった、そして12
年から12年間、この制度というのはあったのですけれども、なかなか周知されていない
と私は思うのですが、もう一度というか、力を入れていかなければいけない問題ではない
かと思うのですが、その点はどうでしょうか。

《平成24年3月9日》

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 答弁等にございましたが、来週の月曜日、行政書士の方でこれに伴ったフォーラム等も開催されるという形で、私どもの所管しております保健福祉センターの方を会場にお貸しするとか、そのような形で連携をとりながらやっていきたいとは考えております。

また、確かに答弁にあったように周知といいますか、町民の方にはなかなか理解されていない点もございますので、そこら辺に深くかかわる例えば民生委員協議会の定例会とかで説明させていただける機会を作っていただきまして、その中である程度の周知を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 今、民生委員等のそういう会合でも周知を図っていきいと言いました。実際に、本当にこのことというのは人材というか、後見人になる方というのはなかなかいないというのが現状ではあるのです。

特にこれから少子化などでなかなか手が少ないということもあります。今後、町としても市民後見人ということを育成というか、していくという考え方はないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） この件につきましては、今のところ法務省といいますか、裁判所等が中心になっておりますので、私どもで独自に後見人を養成するという考えは持っておりませんが、最近では社会福祉士の団体だとか、行政書士の団体がそういう形で後見人として専任された場合には協力するというような形で私どもにもお話がございましたので、そういうところと協議していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 国は市民後見制度を推進事業として市区町村が市民後見人を確保できる体制を整備、強化する事業をバックアップしていくということで、研修などを通して法律の知識を十分に身につけた倫理観が高い市民後見人の育成が急がれるとあるのですけれども、確かに今おっしゃるように社協だとか、行政書士の方の団体ですか、そういう方が講習をやるのですけれども、この辺のところはどんなふうにとらえているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員、もう一度質問してください。

○14番（阿部君枝君） 国が、今年度も新しい新年度予算で5億円ほど追加していますけれども、国は市民後見推進事業として市区町村の市民後見人を確保できる体制を整備、強化することに対する事業のバックアップをしていくと、研修等を通してこの法律の知識を十分に身につけていく倫理観の高い市民後見人の育成が必要だということを言われているわけです。ですから、この点に対して遠軽町としてはどのように取り組む考えはあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ちょっとこちらの方でも、その点につきましては現在承知しておりませんでしたので、またその後、調べまして、もし該当するような事例がありましたら検討していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 該当する事例が出てからでは、これは遅いと思うのです。やはり、早めに取り組むというか、今、先ほども言いましたけれども、実際に高齢化が進んでいるわけです。実際にまた、障がいがある方も施設にはたくさんいらっしゃいますので、そういうことを考えていくのは早くやっていくべきかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時06分 休憩

午後 1時07分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 先ほども申しましたが、その中身につきましては私どもでまだ現在のところ承知しておりませんので、また調べまして、調べてみたいと思えます。またあわせて、後見人等につきましては先ほど言いましたように、福祉の方の専門家といいますか、社会福祉士等とか、それから法律の方の専門家でございますけれども、行政の方の行政書士等がそのような後見人になるという形でこちらの方にもそういう事例があれば対応していきたいというような通知も来ておりますので、そちら辺と調整しながら、適当な方が見つかるように対応していきたいというような形になっております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） もう既に、近隣の市町村というか、市町、そこで独自に後見制度を検討ということで3年間の実態調査というのが始まっているのです。

他の地域でも、実際に市民後見人の要請とか研修の実施とかいうのをやっているのです。遠軽町、私は本当に先ほども何度も申しますけれども、そういうものを設置していく必要性が高い町だなと思うのです。

ですから、本当にそういうことを研究するというのはわかるのですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいなと思うのです。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 答弁の方にも入っておりましたが、今現在、私どもとしてはこの制度、なかなか町民の方にまだ周知されていないという形で、その点をまず力を入れたいというふうに考えております。

その中で、もし申し立て等が出た場合につきましては、裁判所等との手続き等になりますので、そちらの方と協議するというような形になると思います。まずは、もう少しお時

間をいただきまして町民の方に周知するという形で取り組ませていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） この第三者が後見人になる市民後見人制度の検討を進めるということは、周知とともに進めていくということは可能かと思うのですが、その点、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時10分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議員がおっしゃるように、市民後見人を養成するというような講習なり、そういう形でしょうが、今、私どもとしてはなかなかそれに取り組むまで、町内の方に取り組める状況にあるかどうかという形もございますので、ほかの町でも取り組んでいる事例があるようございますので、そちらを参考にさせていただきながら今後の課題にさせていただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 御答弁伺いまして、大変残念に思うのですけれども、やはり町の町民に対するこの優しさのない、心ない対応にちょっと情けないと思いたくなります。町民のために働く温かい行政であってほしいと思えますし、少なくともこの制度化に向けて、まずは実態調査をしていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 課長答弁しましたとおり、ほかの自治体でもどの程度やられているのか、私ども存じておりませんが、いろいろ事例を調べながら今後の課題とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問は終わります。

通告4番、岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

通告書に従って、1点お尋ねをいたします。

午前中の同僚議員の質問とかぶりしましたが、視点を変えて質問をしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

中学校体育武道必修化に伴う安全対策について。今年の4月から中学一、二年生の体育で本格実施される武道で、道内では7割の学校が柔道を選択することが道教委のまとめでわかっております。どんな種目にもけがはつきものですが、特に柔道はけがや事故につながりやすいという心配が保護者や教育現場から出されております。

現実に、1983年度から2010年度までに授業や部活動中の柔道による死亡事故は全国の中学、高校で114件もありました。町内中学校での武道の種目はどのようになっているのか、また授業として実施されることから、柔道以外の種目についても子供たちの安全を守るために教育委員会としてどのような対策をとられているのかを伺います。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

岩澤議員御質問の中学校体育武道必修化に伴う安全対策についてお答えいたします。

平成24年度から本格実施となります中学校における体育授業の武道の種目につきましては、分校を含め中学校7校中、柔道選択校は4校、相撲選択校は2校、相撲及び合気道2種目選択校は1校となっております。

柔道及び柔道以外の種目の安全対策であります、さきに高橋眞千子議員にもお答えいたしました、すべての体育活動には人間的要因や施設設備の状況など、さまざまな要因によって事故やけがが発生する可能性は常に伴っていることから、これまでも体育の授業におきましては安全に十分配慮し、指導してきているところであります。

安全な武道の授業に当たりましては、適切な実施場所の確保、設備の安全確認、日々の安全点検の励行を行うとともに、生徒の健康管理等、安全を確保するための指導体制、指導方法の工夫につきましても、各中学校に周知することはもとより、北海道教育委員会が主催する武道等の各種講習会への教員の参加も働きかけていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、種目の件ですけれども、ちょっと確認しますが遠中、南中、生中、丸中が柔道、この4校ですね。そして、相撲が安中、それから白滝中と、白滝中は合気道と二つと、2種目ということで、これでよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 今ので6校分なので、7校目に分校が相撲を選択しております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ありがとうございます。分校のことを確認するのを忘れていました。分校が相撲ということでした。

次に、午前中の答弁で移行期間でやってきていたという話がありましたけれども、この移行期間で柔道をやっていた学校というのは何校なのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 柔道をやっていた学校は4校です。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ということは、4月から初めて柔道を始める学校はないということですね。4月から初めて柔道を始めるという学校はあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 4月から初めて柔道の部分では前年から初めておりますのでありません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 遠軽町内でこれまでに、移行期間も含めてですけれども、柔道などの武道による子供のけがとか、事故の報告というのはあったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 移行期間でしょうか、それともその前からでしょうか。

うちの方では、柔道の授業、遠軽中学校と南中学校、それと23年にはほかの学校もやっておりますけれども、17年から23年までに5件ほどけがの事例があります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） そのけがの内容というのは軽度なのでしょうか、後遺症が残るようなことだったのででしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） ねんざですとか、打撲ですとか、たまに足の指の骨折とかがあります。その中で大体5件です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 骨折もあるということですから、子供にとっては大きな事故ですよ。

午前中の答弁で、それぞれの学校での指導者は体育教師だというお話がありましたけれども、先日のテレビの報道では文部科学省の石川さんという人が発言していましたけれども、柔道は頭部の障がいが多く、死亡率がほかのスポーツの六、七倍もあると、文科省は30年前のアメリカの資料を意図的に隠ぺいしていたということを発言されていました。

また、柔道協会の医学委員をしている二村さんという方は、文科省は事実の把握がおくれていると、過去の事故の教訓は生かされていない、授業でやるなんてとても無理だという話でした。

さらに、これは新聞報道なのですが、札幌市の中学校で柔道の授業を15年間受け持っていた先生、この方は女子は男子に比べて筋肉も少ないし、投げ技を行わないなどさらに安全への配慮が必要だというふうに言うておられました。体育教師が主に町内で指導されているということなのですが、研修を積極的に町内で独自に研修は行わないけれども、道教委の行う研修に積極的に参加するという教育長の答弁ありましたけれども、1人の先生がこの研修に何回ほど、あるいは何時間参加されているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 23年度におきましては3回ほどの研修がありますけれども、その一つずつしか行っておりません。ただ、21年度から同じような研修が3回ぐらいつつと年間ありますので、ただ中学校の体育の教師につきましては複数そんなにいるものではないですから、1人の先生が2回程度というふうに聞いております。まだそれでも足りないと思いますので、今後、24年にも開かれます研修会、講習会等にも参加をしていただくように働きかけていきたいと思っています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 研修についてですけれども専門家、専門家というのは北海道柔道連盟の吉川さんという事務局長なのですが、研修は半日や1日の研修では安全性の確保は難しいと、正しい指導で事故は防げるけれども、そのために講習回数や内容を充実させるなどの指導者育成が急務だと言っています。

それからフランスでは、これは国の問題ですけれども、文部省の問題ですけれども、フランスでは1人の子供の死亡事故からそれを教訓にしまして、3年から5年かけて指導者育成をしたのだそうです。子供への指導の資格は国家資格とすると、しかも365時間の研修を受けると。そして柔道の指導だけではなくて生理学とか、救命士の資格も取らせるのだと。こういうフランスは嚴重にやっています。それに比べたら何と日本の文科省の取り組みはお粗末と言わざるを得ないと思うのですが、こういう体育の先生方も研修を受けて指導をするのには恐らく戦々恐々だと思うのです。事故が起きないかということで不安があると思うのです。安全を守るためには、やはり指導者の育成、これはもう最大だと思うのですが、指導の内容にもやはり問題があると思うのです。

指導する先生が、子供たちの実態を、子供たちの実情をどれだけ正確に把握して、どんなことを指導するかということをきちんと判断できなければ事故につながると思うのですけれども、文部科学省の指導要領では一番危険と言われている大外刈りなどの足技や乱取り、それから簡単な試合をできるようにするという事になっているようですが、さらに道教委はすべてを行う必要はないと、生徒の習熟度などに応じて教員が指導内容を決めてほしいとしています。

だけど、体育教師であっても1回や2回、3回の研修でそういうことがきちんと把握できるのかどうか非常に不安なのです。現実に指導していると言いますから、どんな内容をどういうふうに指導しているかということは、教育委員会としてある程度、大ざっぱな中身はやはり先生方に示してあげるということも必要ではないのかなと思うのですが、指導内容について先生方に全部責任を負わずと、学校で指導者が決めてくれというふうになっているのか、それとも指導要領に従ってやれと言っているのか、遠軽の教育委員会としてこういうことは危険だからやめた方がいいとか、子供の実情に応じてこんなことはやらない方がいいとか、そういうことは現場の先生方にきちっと話をされているのでしょうか。

《平成24年3月9日》

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お尋ねの件についてお答えをさせていただきます。

担当する体育教師が今、問題になっています柔道の危険防止に向けてどの程度までの研修を、あるいはどの程度までそれぞれの教師が柔道に関する理論的及び実技的なことについて力を蓄えてという部分については、なかなか難しい面もありますが、私どもとしては今現在、幸いにも町内の中学校長の中に柔道の高段者もおりますので、各学校の柔道の指導に当たる先生方の意向も踏まえつつ、それらに関する研修会及び講習会なども開催していただくような方向で教育委員会としてもかかわってまいりたいと思っております。

ただ、教育委員会事務局としては、専門家である先生方に対してそれらのことについて実技的にも、あるいは柔道の理論的なことについても直接的に指導する力量は備えておりませんので、間接的ではありますが支援をさせていただきたいと、このようなふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 午前中の教育長の答弁の中に、専門家、柔道協会いつでもお手伝いをするよという話があったということです。そういう専門家も交えて、やはりここは一つ必修として全体で始まるわけですから、あるいはまた今まで柔道経験ない子供たちが中学校に行って初めてかかわることですので、その辺、先生方も十分心得てやってはいるだろうとは思いますが、やはり柔道協会の人たちの知恵もかりながら、どんなこと、どういう手順でやったらいいかということを中心にきちんとしてある程度、教育委員会としてまとめてあげる、まとめる場をつくる、作ってもいいのではないかなというふうに思うのですが、それはもちろん有段者も教員の中にいますから、そういう人たちの意見も踏まえながらということも含めて、柔道協会の協力も得ると、そういう相談する機関を危険防止のために、あくまでも危険防止のために、安全のためにということで、そういう意見を聞くという場を設けるということはいかがですか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） そのことについて配慮しなければならないのは、行政主導でやることが先生方にとって、先生方の指導意欲やあるいは研修意欲を高めることにつながるかどうかという別な角度での課題もありますから、その辺は私どもの立場を十分踏まえた上で学校の、あるいは担当教師の要望等にお答えをしていくと、そういう姿勢は堅持しつつ、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 確かにそういう点でいくような問題がありますから、そこは上手にやらないとだめだとは思いますが、学校の主体性を尊重しながら、そういうこともできるよということで提示していくということは別に差し出がましいことではないと思う

し、子供の安全を守るのだという視点1点で共同してやってもらうということは別に問題ないのではないかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

次に、新年度から柔道を始めるという学校はなさそうですが、学校としてはなれていても小学校から上がってきた1年生は初めて柔道着を着るわけですから、その点ではやはり本当の初心者で、これは大変な注意を払う必要があると思うのです。

設備の点で、安全対策として、例えば岡山県ではヘッドギアを配置するとか、それから京都市では衝撃を和らげるための畳の上に敷くマット、これを配置するとか、ウレタンマットです、それから神戸市では投げ技の際にはセーフティーマットを畳に重ねて敷くなどということ各学校に徹底しているようなのです。まだまだ全国各地で安全のための用具類、設備類あると思うのです、柔道の畳そのままだと結構固いのです。間違っても頭打ってもおかしくなる可能性はありますから、できるだけ安全を確保するためにそういう全国の例を参考にしながら、より安全な設備をするということに努力をしていただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 今年から中学校1年生になってやられる生徒もおりますけれども、一、二年生については基本的な技でありまして、現在も例えば受け身ですとか、そういうものにつきましてはマットで練習をしております。3年生近くなりますと、やはり畳を使って乱取り等が入ってきます。現在は、そのマットで最初練習して、あとは先ほど高橋議員にも説明しましたがけれども、滑りどめの畳を滑らないようなマットを購入してやっていただくか、その他につきましてはこれからまだいろいろ研究しなければならないと思いますので、他の事例を見ながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） それから、午前中の話にありました柔道着です。特に、女子生徒にとってはジャージであれば普段でも着れるということがありますが、柔道着を着て街中を歩くというわけにはいかないのです、特種な道具ですよ。これについて、答弁では普通のジャージと同じような個人持ちだという話がありましたけれども、これについて初めて買う子供、4,200円なのだそうですが、これは就学援助の対象にはなっているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 柔道着につきましては、就学援助、要保護、準要保護です。柔道着といいますか、体育の道具ですよ、それにつきましては就学援助の対象にはなっておりますので、それも対象になると私は思っておりますけれども。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 今はなっていないということですね。これからなる可能性ありま

すか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 今のところ柔道着で買いたいと来たところがないものから、余り私は今、把握しておりませんので、調べまして後ほど連絡をいたします。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） いずれにしましても授業で子供がけがをするというようなことはあってはならないことだと考えます。もう既に、今までに過去5件の事故があったと、けががあったという報告でしたけれども、これは産業界でも同じなのですが、小さな事故の積み重ねがよく大事故につながるということがよく言われます。小さな事故を見逃していたために大きな事故につながったという報告は過去にありましたけれども、この柔道の件でも、僕はやはりどんな小さいけがでも、そういうものをきちんと報告をして、それを全体のものにして常に検証をしていくと、どんな状況で、どういうふうなけがが起こったのかということをはかの学校の先生方もきちんと理解できるような組織、それと事故が起きた場合の検証する第三者機関的なものを作って、そういう事故やけがを単にその学校のことだけに終わらせないで、町全体でそういうことをきちんと把握して、大きな事故につながらないようにしていくという第三者機関的なものを作って集約していくと、それをまた現場に返していくというような組織、これが必要でないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 決して小さな事故がうちに報告がないわけではありませんし、私どもは常々、第一報を電話でもよろしいですから入れてくださいということをお話ししています。ペーパーですと後ほど来ますので、初期対応が非常に大事なものですから、それで電話で報告をいただいてやっております。

あと、それぞれの事故につきまして、小さいものは別にして、ちょっと気になるものにつきましては校長会、教頭会等できちっとお話をしてすぐ報告をしていただくようにも、またすぐ病院に行ってくださいようにも話しておりますので、第三者的な機関としては今のところほかには考えておりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

3月10日から3月14日までの5日間は休日及び予算審査特別委員会のために休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成24年3月9日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、3月10日から3月14日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 長 前田 篤秀

署名議員 山田 和夫

署名議員 山谷 敬二